

埼玉県行政書士会 埼玉支部規則

(名称)

第1条

本支部名は、埼玉県行政書士会埼玉支部（以下、「支部」という。）と称する。

(組織及び目的)

第2条

支部は、埼玉県行政書士会（以下、「本会」という。）会則第46条第1項、第2項及び同会則施行規則第19条第1項、第2項に基づき久喜市、加須市、白岡市に事務所を有する本会会員（以下、「支部会員」という。）をもって組織し、支部会員の業務の改善及び本会と支部会員との連絡調整を図り、支部会員の資質を向上させ、相互の親睦を深める等の業務を行うことを目的とする。

(事務所の所在)

第3条

支部の事務所は、支部長の事務所とする。

(支部会員名簿)

第4条

支部の事務所に支部会員名簿を備える。

2 支部会員名簿の管理は、本会からの通知に基づいて行う。

(役員)

第5条

支部に、次の役員を置く。

- 一 支部長 1名
- 二 副支部長 3名以内
- 三 理事 10名以内
- 四 監事 2名以内

(役員職務)

第6条

支部長は支部を代表し、支部の職務を行う。

2 副支部長は支部長を補佐するとともに、支部長に事故あるときは又は欠けたときは、あらかじめ支部長が定める順序によりその職務を代行する。

3 理事は支部長、副支部長を補佐し、支部に設置した総務部、経理部、広報部、厚生部、相談部、研修部の事務を所掌する。

4 監事は、支部の資産、会計の状況を監査する。

(役員を選任)

第7条

役員は総会で選出する。ただし、補充または増員の場合は役員会で選任する。

2 本会の総会に出席する代議員、予備代議員は、毎年総会で選出する。

(役員任期)

第8条

役員任期は、就任後の第2回目の定時総会の終結のときまでとする。ただし、補充または増員により選任された役員任期は他の役員任期の残存期間とする。

2 役員は再任を妨げない。ただし、支部長は連続としての任期は3期6年までとし、通算としての任期は5期10年までとする。

(総会)

第9条

総会は支部長が招集する。

2 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

3 定時総会は、本会定時総会前に開催する。

4 定時総会では、毎年度の事業報告、決算報告、事業計画、予算、規則変更その他役員会において重要事項と認めた事項を審議するとともに、この規則に定めた事項、その他役員会で必要と認めた事項の報告を受ける。

5 臨時総会は、支部長が必要と認めたとき又は支部会員の3分の1以上の請求があったときに開催する。

6 総会の議長は、支部会員の中から総会において選出する。

7 総会の招集通知は、審議事項等を明らかにし、開催日の10日前までに発信するものとする。

(役員会)

第10条

役員会は、支部長が必要と認めたときに招集する。

2 前項の規定にかかわらず、役員2分の1以上の請求があったときは、支部長は役員会を開催しなければならない。

3 議長は、支部長が行う。

(議決等)

第11条

総会は、支部会員の過半数の出席（委任状を含む。）で成立し、出席者の過半数の賛成により決し、可否同数のときは議長が決する。ただし、規則変更については第20条に定めるところによる。

2 この規則により支部総会で議決すべき場合において、感染症の蔓延、大規模災害の発生その他の事由により現実空間にある議場への参集が著しく困難であるときは、支部長は、インターネット通信設備その他の方法による支部総会を開催することができる。

3 支部長は、前項に規定する方法による総会の開催も困難であるときは、支部役員の3分の2以上の同意を得て、書面による議決をすることができる。

4 前項の規定による書面の決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

5 役員会は、役員過半数の出席により成立し、出席者の過半数の賛成により決する。可否同数のときは議長が決する。

6 総会及び役員会の議事については議事録を作成し、議事録署名人2名が署名押印しなければならない。

(業務担当)

第12条

各理事の担当業務は、役員会で定める。

(入会金)

第13条

支部会員となったものは入会金として30,000円を納入しなければならない。

(支部会員の品位保持)

第14条

支部会員は品位保持のため「埼玉県行政書士会品位保持規定」を遵守しなければならない。

(会計及び資産)

第15条

支部の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 支部の経費は、入会金、本会からの交付金、寄付金等をもって充てるものとし、支部の経費の収支については定時総会に報告し承認を受けなければならない。

3 資産は支部役員会の決議に基づき、支部長が管理する。

(慶弔等)

第16条

支部に功労のあった者に記念品を贈ることができる。

- 2 支部会員が死亡したとき及び支部会員の親族が死亡したときは、弔慰金（1万円）を贈る。
- 3 支部会員の親族とは、支部会員の配偶者、同居の父母、未成年の子をいう。
- 4 支部役員を務めた会員本人の死亡の場合には、花輪を贈呈する。

(役員の手当)

第17条

支部長、副支部長、総務部長、経理部長、広報部長、厚生部長、相談部長、研修部長には、手当を支給する。

- 2 その額は、支部長30,000円、副支部長、総務部長、経理部長、広報部長、厚生部長、相談部長、研修部長それぞれ20,000円とする。

(定額旅行雑費)

第18条

支部役員その他支部長が必要と認めた者が、支部業務のため出張するときの定額旅行雑費については、本会旅費規程を準用する。

- 2 定額旅行雑費の金額、および適用範囲等の詳細については、役員会において定め、公表する。

(顧問及び相談役)

第19条

支部には、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、役員会にはかり支部長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、支部の業務の執行について助言し、かつ各種の会議に出席して意見を述べるができる。
- 4 顧問及び相談役である期間は、その委嘱した支部長の任期と同一とする。

(規則の変更)

第20条

この規則の変更は、総会において出席支部会員の3分の2以上の同意を経て、本会会長の承認を受けなければならない。

(附則)

- (1) この規則に定めなきものについては、本会の会則を準用する。
- (2) この規則は、平成26年8月11日から施行する。
- (3) この規則は、平成28年6月22日から施行する。
- (4) この規則は、令和3年6月30日から施行する。